

弘前市指名競争入札参加資格随時審査に関するQ&A(工事・測量・建設コンサルタント業務等、物品・役務)

No	業種	Q	A
1	共通	昨年新規に会社を設立しましたが、随時の資格審査申請を行うことはできますか？	申請日時点において2年間以上の営業実績(市内業者の場合は市内における実績、市内扱い業者の場合は委任先の支店等の市内における実績)があることが必要となります。 なお、工事の名簿に登録を希望する場合は建設業許可を受けてから1年間以上経過していることも必要となります。
2	共通	返信用封筒のサイズに定めはありますか？	返信用封筒のサイズに定めは特段ありませんが、封筒サイズに応じた切手の貼付をお願いします。 なお、返信用封筒は受付票1枚の返送用として使用します。
3	共通	工事、建設コンサル、物品役務の随時申請を行う予定ですが、返信用封筒は1枚で構いませんか？	登録を希望する業種毎に1枚同封してください。
4	共通	工事、建設コンサル、物品役務の随時申請を行う予定ですが、それぞれ別便で送付したほうがよいですか？	複数業種に登録希望の場合は、同じ封筒に入れて送付することも可能です。なお、各業種でフラットファイル(A4S型・色指定有・表紙と背表紙に商号又は名称を記載)に申請書類を綴り提出をお願いします。 ※フラットファイルの色 工事:黄色、建設コンサル:青色、物品役務:緑色 ※一部ファイルへ綴らない書類もあります。詳しくは各申請の手引きをご覧ください。
5	共通	各種証明書の提出は写しでも可ですか？	可です。
6	共通	提出する証明書等の有効期限はありますか？	申請日前3か月以内に発行されたものとしてください。
7	共通	令和7・8年度の随時申請をした場合、名簿登録の有効期限はいつまでですか？	令和9年3月31日までです。
8	工事・コンサル	共同企業体(経常JV)の申請はできますか？	共同企業体(経常JV)の受付はしていません。
9	工事・コンサル	電子入札用ICカードの名義は委任先の支店長名となっていますが、本社代表者から支店長への委任状(電子入札用)の提出は必要ですか？	提出不要です。 ※電子入札で使用するICカードの名義が、本社代表者名義のものだが、名簿登録は委任先の支店・営業所であったり、従業員名義であるなど登録・委任先名義と異なる場合、提出が必要となります。

弘前市指名競争入札参加資格随時審査に関するQ&A(工事、測量・建設コンサルタント業務等、物品・役務)

No	業種	Q	A
10	工事	登記上の所在地と経営規模等評価結果通知書等に記載の所在地が異なる場合は、どちらの所在地で申請すればいいですか。	申請書は、建設業許可上の本社・本店で作成してください(所在地が異なる場合、業者カードのチェック欄にチェックをつけてください)。
11	工事	経営事項審査を手続き中で、結果通知書が届いていませんが申請できますか。	有効期限内の結果通知書の写しを提出できない場合は受付できません。結果通知書が届き次第、申請してください。
12	工事	本社では土木一式工事の建設業許可がありますが、委任先支店では土木一式工事の建設業許可がありません。支店での土木一式工事の業種登録は可能ですか？	できません。 当市と契約する本社・本店、支社・支店・営業所・出張所等が建設業許可を持っていることが必要となります。 なお、委任先で許可のない業種については許可のある本社で登録可能です。